

下関市監査委員公表第16号
令和2年(2020年)6月17日

地方自治法第199条第1項の規定に基づく定期監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下関市監査委員 小野雅弘
同 大賀一慶
同 関谷博博
同 亀田博博

記

1 監査の対象

| 部局等 | 監査対象課所室等 |
|--------|-------------------|
| 豊田総合支所 | 地域政策課、市民生活課、建設農林課 |

2 監査の範囲

平成31年4月1日から令和2年1月31日までににおける財務に関する事務の執行

3 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類の調査、現地での確認及び関係職員への聞き取りにより行った。

4 監査の期間

令和2年3月1日から令和2年4月30日まで

5 監査の結果

財務に関する事務は、改善が必要な事項や制度的な検討が必要と思われる事項が見受けられたものの、おおむね適正に処理されていた。

6 指摘事項及び意見

改善が必要な事項は、次の「指摘事項」のとおりである。また、制度的な検討が必要と思われる事項は、「意見」のとおりである。

| | |
|---------------------|--|
| 豊田総合支所 地域政策課 | |
| | <p>[指摘事項] 及び [意見]</p> <p>なし</p> |
| 豊田総合支所 市民生活課 | |
| | <p>[指摘事項] 及び [意見]</p> <p>なし</p> |
| 豊田総合支所 建設農林課 | |
| | <p>[指摘事項]</p> <p>(1) 前2回の定期監査において、下関市豊田農業公園ほか5施設の管理運営業務の指定管理者が当該施設で自主事業を行う場合に、施設の使用許可又は目的外使用許可の手続がされていないことの改善を求めているが、進展していない。早急に改善を図られたい。</p> |
| | <p>[意見]</p> <p>(1) 指摘事項(1)と関連するが、下関市豊田農業公園施設において、市が国から受けた補助事業（市が実施すべき事業）の一部を、指定管理者の自主事業として、指定管理者の費用で実施させているように見受けられた。適正に使用料や指定管理料を算定するためには、補助事業と自主事業の区分を明確にする必要があると思料する。さらに、補助事業の内容や同公園施設の性質（「公の施設」として位置づけられるか）に照らして、現在の管理方法（指定管理者制度）は適当か検証されたい。</p> |

以上